

幼児教育・保育の無償化の概要について

1 制度の趣旨

子育て世帯の経済的負担軽減措置を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性という観点から、幼児教育・保育の無償化が本年10月1日より開始されました。

対象者は、幼稚園、認可保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもで、保育料が原則無償化となります。

また保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、費用負担の上限があるものの、認可外保育施設等の利用料に対して補助が行われます。

さらに、放課後等デイサービスを除くすべての障害児通所支援事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料が無償化となります。

無償化に係る国及び地方の負担割合は、原則、国が2分の1、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1ずつとされており、地方負担分については、地方消費税の増収分を充てることとなります。なお、令和元年度に限り、消費税率等の引上げに伴う地方の増収分がわずかであることから、地方が負担する経費について全額国費で負担することが国から示されています。

2 対象施設・事業等の概要

(①、②保育料：R1.9.10時点、左記以外：R1.9.25時点)

| 区分 | 施設種別 | 対象経費 【無償化方法】 | 補助額 (上限額) | 対象者 | 無償化 対象人数 | | |
|----|---|-----------------|--------------|--------------------------------|------------------------|-------------------|-------------|
| ① | 認可保育所 (認可保育所、地域型保育事業、 認定こども園(保育枠)) | 保育料 【現物給付】 | - | 0~2歳 非課税世帯 | 301 | | |
| | | | | 3~5歳 | 2,790 | | |
| ② | 新制度移行幼稚園・ 認定こども園(幼稚園枠) | 保育料 【現物給付】 | - | 満3歳~5歳 | 満3歳 4 3~5歳 330 | | |
| | | | | 一時預かり事業 (幼稚園型)利用料 【償還払い】 | 450円×日数 (月額16,300円) | 満3歳 保育の必要性の認定 | 上記の うち 0 |
| | | | | | 450円×日数 (月額11,300円) | 3~5歳 保育の必要性の認定 | 46 |
| ③ | 新制度に移行していない 幼稚園 | 保育料 【現物給付】 | (月額25,700円) | 満3歳~5歳 | 満3歳 100 3~5歳 5,157 | | |
| | | | | 預かり保育利用料 【償還払い】 | 450円×日数 (月額16,300円) | 満3歳 保育の必要性の認定 | 上記の うち 2 |
| | | | | | 450円×日数 (月額11,300円) | 3~5歳 保育の必要性の認定 | 1,348 |
| ④ | 認可外保育施設等 (一時預かり事業(一般型)、 病児保育事業、ファミリー・ サポート・センター事業) | 利用料 【償還払い】 | (月額42,000円) | 0~2歳 保育の必要性の認定 | 12 | | |
| | | | (月額37,000円) | 3~5歳 保育の必要性の認定 | 124 | | |
| ⑤ | 児童発達支援事業所等 | 利用料 【現物給付】 | - | 3~5歳 | 203 | | |

※ 認定こども園(幼稚園枠) 及び新制度に移行していない保育の必要性の認定を受けた幼稚園利用者で、利用施設が預かり保育を実施していない場合又は預かり保育の実施時間・開設日数が十分ではない場合においては、認可外保育施設等の利用料も上限額の範囲内で無償化の対象となります。

| 区分 | 施設種別 | 無償化対象市内施設数 | |
|----|--------------------|------------|-----------|
| ① | 認可保育所 | 53 | ※分園は含めない |
| ④ | うち一時預かり事業(一般型)実施園 | 18 | |
| ① | 地域型保育事業所 | 27 | |
| ①② | 認定こども園 | 6 | ※休止中3箇所含む |
| | うち一時預かり事業(幼稚園型)実施園 | 6 | |
| ② | 新制度移行幼稚園 | 0 | |
| ③ | 新制度に移行していない幼稚園 | 27 | |
| | うち預かり保育実施園 | 25 | |
| ④ | 認可外保育施設等 | 40 | |
| ④ | 病児保育室(委託) | 4 | |
| ④ | 病児保育室(企業主導型保育施設) | 1 | |
| | うち一時預かり事業(一般型)実施園 | 1 | |
| ④ | ファミリー・サポート・センター | 1 | |
| ④ | 緊急サポートセンター | 1 | |
| ⑤ | 児童発達支援事業所等 | 19 | |

3 副食費について

今回、保護者から実費で徴収する費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)については無償化の対象とはならず、食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼稚園、保育所等の3歳から5歳までの子どもの食材料費については、主食費・副食費ともに施設による実費徴収となります。なお、保育所等の0歳から2歳の子どもについては、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続し、徴収免除となります。

(1) 新制度に移行していない幼稚園について

地域子ども・子育て支援事業のひとつである「実費徴収に係る補足給付事業」として月額4,500円を上限に、副食費相当額を対象者へ給付します。

【対象者】以下のいずれかに該当する世帯

- ・市民税非課税世帯とそれに準ずる世帯(生活保護世帯、里親等)
- ・市民税所得割課税額77,101円未満世帯
- ・小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる世帯

【給付方法】(予定)

対象者からの申請により、月額4,500円を上限に償還払いとする。

(2) 認可保育所、認定こども園、新制度移行幼稚園について

以下のいずれかに該当する世帯の副食費については徴収が免除されます。利用施設に対しては、公定価格の加算において措置がされます。

【対象者】以下のいずれかに該当する世帯

- ・市民税非課税世帯とそれに準ずる世帯(生活保護世帯、里親等)
- ・教育認定においては、市民税所得割課税額77,101円未満世帯、保育認定においては57,700円未満世帯
- ・教育認定においては、小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる世帯、保育認定においては就学前の兄・姉が2人以上いる世帯
- ・保育料額表の第4階層のうち3歳以上の子どもがいる世帯で、市民税所得割課税額が57,700円以上60,000円未満かつ就学前の兄・姉が1人いる世帯(令和2年8月分まで)